

三木市公告第46号

三木市市有地の売却にあたり、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び三木市契約規則(平成4年三木市規則第9号)第2条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月17日

三木市長 仲田一彦

1 入札に付する事項

(1) 件名

三木市市有地売却

(2) 入札に付する(売却する)物件

物件番号	所在・地番	地目	地積(m ²)	最低価格(円)
①	三木市別所町巴67番1	宅地	959.76	14,500,000円
②	三木市岩宮字上畑ヶ322番	雑種地	1,211.23	8,410,000円
③	三木加佐字西山畑977番1	雑種地	160.74	580,000円
④	三木市志染町吉田字泉289番5	宅地	132.03	772,000円

(3) 用途地域等

物件番号	用途区域等	建ぺい率	容積率	埋蔵文化財包蔵地
①	市街化区域:第一種中高層住居専用地域	60%	200%	-
②	市街化区域:第一種中高層住居専用地域	60%	200%	該当地
③	市街化調整区域	60%	100%	-
④	市街化調整区域	60%	100%	-

※土地の利用制限等について、事前に調査確認の上、入札に参加してください。

(4) 敷地境界

本物件の境界確認については、本市において実施済みです。

(5) 土壤汚染・地下埋設物等

地下埋設物調査、地質調査、地盤調査及び土壤汚染調査等は実施していません。

買受人により調査等が必要と判断された場合は、買受人の費用負担により調査、対応を行ってください。

なお、地下埋設物等が発見された場合、三木市は一切費用の負担等しません。

(6) 上下水道

上下水道については、三木市上下水道部へ事前に確認、相談を行ってください。

(7) 現地確認

土地及び建物の状況につきましては、必ず事前に現地確認をお願いします。

また、現地を確認する際、入札物件の周辺住民等へ迷惑をかけないよう十分注

意してください。

(8) 利用制限

- ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定される風俗営業等の用途に供することはできません。
- イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第2条に規定される廃棄物の処理等の用途に供することはできません。
- ウ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に規定する暴力団の事務所など反社会的行為の用に供することはできません。
- エ 「三木市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第1号）」第2条第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団密接関係者
- オ ア～エのほか公序良俗に反する使用は認められません。

2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当する者。
- (2) 市町村税を滞納している者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（ただし、再生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く。）
- (4) 三木市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者に該当する者

3 入札参加申込及び資格の確認

入札に参加する者は、次のとおり申込を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申込書配布及び受付期間
令和7年12月17日（水）から令和8年1月21日（水）まで（土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）
- (2) 申込受付時間
午前8時30分から午後5時まで
- (3) 提出先
〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市総務部 財政課財産管理係（三木市役所本庁舎4階）
電話番号 0794-82-2000（代表） 内線2456
- (4) 提出方法
持参又は郵送 ※電話、電子メールによる申し込みは出来ません。
ただし、郵送の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかとし、令和8年1月2

1日（水）の午後5時までに必着とします。

(5) 提出書類

A) 法人の場合

- ア 入札参加申込書（指定様式）
- イ 誓約書（指定様式）
- ウ 印鑑証明書（法務局が発行するもの）
- エ 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書
- オ 市町村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）

B) 個人の場合

- ア 入札参加申込書（指定様式）
- イ 誓約書（指定様式）
- ウ 印鑑登録証明書（住所地の市町村が発行するもの）
- エ 公的身分証明書（顔写真付き）の写し
例：マイナンバーカード、運転免許証等
- オ 市町村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）
- カ 同意書（指定様式・未成年者、被保佐人、被補助人のみ）

※ いずれも発行日から3ヵ月以内のもの。

※ 指定様式は、三木市ホームページからダウンロードしてください。

(6) 入札参加資格の審査及び結果通知

ア 審査

提出された書類および資料等により入札参加資格を確認します。

イ 結果の通知

参加資格の可否について、令和8年1月28日（水）までに通知書を発送します。

※発送日のため、令和8年1月28日（水）までに到着するものではありません。

※令和8年2月4日（水）までに通知書が到着しない場合は、三木市総務部財政課財産管理係まで、連絡をお願いします。

4 入札保証金

(1) 入札参加資格書の到着後、同封しています納付書にて、入札保証金をお支払いください。

※入札保証金の納入方法は、納付書払いのみとなります。

(2) 入札保証金納付期間

入札参加資格書の到着後から令和8年2月10日（火）まで

(3) 入札保証金のお支払い時に発行される領収書及び入札保証金返還依頼書を、三木市役所4階、財政課財産管理係まで持参してください。入札保証金の預り証をお渡しします。

(4) 入札保証金納付の確認及び預り証の発行

入札保証金納付後から令和8年2月17日（火）まで

(5)入札保証金の金額は、下記のとおりです。

物件番号	所在・地番	入札保証金
①	三木市別所町巴 67 番 1	725,000 円
②	三木市岩宮字上畠ヶ 322 番	420,500 円
③	三木加佐字西山畠 977 番 1	29,000 円
④	三木市志染町吉田字泉 289 番 5	38,600 円

(6)入札結果で落札者とならなかった場合は、納入された入札保証金を無利子で返還します。

(7)落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。ただし、落札後に土地売買を契約しない、もしくは土地売買の契約後に売買代金全額を納入しない場合は、入札保証金は返還しません。

(8)入札保証金返還の手続きの際に、入札保証金預り証が必要になりますので、すべての手続きが終わるまで、紛失しないよう保管してください。

5 入札の方法

(1)提出方法

三木市指定の入札書に必要事項を記入の上、封筒に入れ、糊付けで封をし、割印を押印のうえ、封筒の表に件名・物件所在（別紙入札説明参照）、住所、氏名、「入札書在中」（朱書き）を記入し、書留郵便で送付または三木市総務部財政課窓口へ持参してください。

入札書の様式は、三木市ホームページからダウンロードしてください。

(2)提出期間

令和8年2月18日（水）から2月25日（水）まで（土、日、祝日を除く。）

※郵送の場合は、令和8年2月25日（水）午後5時までに必着

※持参の場合は、提出期間中の土日を除く午前8時30分から午後5時まで

(3)提出先

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市総務部 財政課財産管理係（三木市役所本庁舎4階）

(4)開札

開札日時 令和8年2月26日（木）午前10時から

開札場所 三木市役所2階 入札室

※開札に立会いを希望される入札参加者は、前日までに申出すること。

※開札後は、落札者にのみ速やかに連絡します。

6 入札に関する条件

(1)入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、及び下記の入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とします。

ア 入札者が当該入札について2通以上した入札でないこと。

イ 連合その他不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- エ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - オ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。(いかなる訂正も不可)
- (2)入札回数及び落札者の決定について
- ア 入札回数は1回とします。
 - イ 落札者の決定については、最低売却価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、くじ引きで落札者を決定します。この場合に、くじ引きを辞退することはできません。
 - エ 落札決定後、落札者にのみ、速やかに三木市から落札者へ電話で連絡します。

7 契約保証金

- (1)土地建物売買契約の締結前に納付書にて、契約保証金をお支払いください。
※契約保証金の納入方法は、納付書払いのみとなります。
- (2)契約保証金の額は売買代金の10%になります。
※契約保証金に充当された入札保証金の額を差し引いた額で納付書を発行します。
- (3)契約保証金は、売買代金の一部に充当します。ただし、落札後に土地売買を契約しない、もしくは土地売買の契約後に売買代金全額を納入しない場合は、契約保証金は返還しません。

8 土地売買契約の締結

- (1)落札者に対して、開札後に日程調整の上、土地売買契約手続き等の説明を行います。必ず契約者が出席してください。
- (2)土地売買契約の締結は、説明の日から14日以内に行います。
- (3)契約締結に必要な書類等
 - ア 住民票抄本 2通
法人の場合は、資格証明書又は法人登記簿謄本
 - イ 印鑑登録証明書 2通
 - ウ 印鑑（印鑑登録をしているもの）
 - エ 収入印紙（印紙税法に定められた税額相当分）
 - オ 契約保証金のお支払い時に発行される領収書

9 所有権移転登記・引渡し

- (1)現況有姿での引渡しです。当該土地に存在する工作物、放置物等は、そのまま引渡しになります。
※三木市が提供した図面等の情報が現況と相違している場合は、現況を優先し、契約後も現況のまま引き渡しとなります。
- (2)所有権移転登記の前に「土地売買代金の支払い」が必要です。契約日から30日以内に売買代金を納入してください。
- (3)売買代金の支払いが完了したときに、物件を契約者に引き渡したものとし、所

有権移転登記を行います。登記完了後、登記識別情報（権利証）をお渡しします。
所有権移転登記は三木市で行います。

10 土地売買代金以外の購入者の負担費用等

- (1) 「土地売買契約書」に貼付する収入印紙の費用
 - (2) 「所有権移転登記」に必要な登録免許税
 - (3) 購入者を義務者として課される公租公課（不動産取得税、固定資産税・都市計画税）
 - (4) 入札参加申込書の必要添付書類費用
- ※詳細については、関係機関にお問合せください。

11 その他

- (1) 入札参加申込に要する費用は申込者の負担とします。
 - (2) 提出された入札参加申込書等の書類は返還しません。
 - (3) 申込受付期間以降は、原則として入札参加申込書等の書類の差替え及び再提出はできません。
 - (4) 入札参加申込書等の書類に虚偽の記載や偽造をした者の入札は無効とします。
また、それにより発生した損害について賠償を請求することがあります。
- (1) 入札をしたものは、入札後この公告等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (1) その他、三木市契約規則、契約条項及び関係法令等を遵守してください。

12 問合せ先

三木市総務部 財政課財産管理係内
電話 0794-82-2000 (代表) 内線2456